

分冊Ⅱ つむぎ

～事件・事故後の対応と支援制度～

目次

1	弁護士とのやりとりの記録	P.1
2	加害者とのやりとりの記録	P.9
3	警察、検察庁、裁判所とのやりとりの記録	P.11
	資料 成人事件での手続の流れ	P.23
	少年事件での手続の流れ	P.25
4	被害者等が利用できる制度	P.27
	資料 被害者参加制度	
	成人事件	P.27
	少年事件	P.31
5	警察とのやりとりの記録	P.34
	資料 警察の主な支援制度	P.36
	犯罪被害給付制度	P.37
	被害者連絡制度	P.38
6	検察庁とのやりとりの記録	P.39
	資料 検察庁の主な支援制度	
	被害者支援員制度	
7	裁判所での手続	P.44
8	市町村の犯罪被害者等に対する生活資金給付・見舞金制度	P.45
9	公営住宅の優先入居制度	P.46
	京都府内市町村犯罪被害者等支援窓口	P.49

1 弁護士とのやりとりの記録

犯罪被害者の方々のための弁護士がいることを御存じでしょうか。例えば、次のようなことについて弁護士のサポートを求めることができます。

- ・ 警察や検察庁への被害届^{こくそじょう}や告訴状^{てんごうじょう}の提出
- ・ 報道機関への対応、折衝^{せつしょう}
- ・ 加害者側弁護士との示談^{じだん}交渉
- ・ 刑事裁判への被害者参加^{せんががいばいしやう}
- ・ 損害賠償命令^{そんががいばいしやう}申立て
- ・ 民事裁判の提起^{ていき} など



弁護士に何をしてもらいたいのか分からないのに相談してもよいのだろうか、弁護士に相談すると費用がいくらかかるのだろうか、などと不安に思われるかもしれません。

京都弁護士会では初回無料の犯罪被害者支援相談(原則弁護士2名による対面相談)を実施しています。刑事裁判や賠償請求の流れ、どのような弁護士のサポートを受けられるのか、費用はどのくらいかかるのか、など一度ご相談ください。

なお、ご相談の結果、弁護士に依頼される場合でも、資力^{しりょく}や収入によってはご自身の費用負担がない制度もありますのでお気軽にお問い合わせください。

▶ 納得のできる弁護士を探しましょう。

弁護士にも得意・不得意の分野があります。また、自分に合わないと感じる方もあるかもしれません。そのような時は一旦断り、改めて自分に合う弁護士を探しましょう。



☎ 問い合わせ先

京都弁護士会犯罪被害者支援相談

☎ 075-231-2378 初回無料

🕒 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 要予約

以下の問い合わせ先で犯罪被害者支援に関して弁護士の紹介を希望された場合でも、上記の犯罪被害者支援相談につながります。

法テラス京都(日本司法支援センター京都地方事務所)

☎ 情報提供窓口 050-3383-5433

🕒 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00

- ・ 相談窓口の案内、法制度の紹介
- ・ 弁護士費用に関する経済的支援制度

公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

○犯罪被害者サポートダイヤル

☎ 0120-60-7830

🕒 月～金曜日 13:00～18:00

○京都市犯罪被害者総合相談窓口

☎ 075-451-7830

🕒 月～金曜日 13:00～18:00

○ほくぶ相談室

☎ 0120-78-3974

🕒 月・木曜日 12:00～16:00

MEMO



▶ 紹介してもらった弁護士

住 所：

氏 名：

法律事務所名：

事務所の住所：

問い合わせ先：

日 時： 年 月 日() 時 分 ~ 時 分

担当者：

メ モ：

▶ 紹介してもらった弁護士

住 所：

氏 名：

法律事務所名：

事務所の住所：

問い合わせ先：

日 時： 年 月 日() 時 分 ~ 時 分

担当者：

メ モ：

▶ 紹介してもらった弁護士

住 所：

氏 名：

法律事務所名：

事務所の住所：

問い合わせ先：

日 時： 年 月 日() 時 分 ~ 時 分

担当者：

メ モ：

▶ 紹介してもらった弁護士

住 所：

氏 名：

法律事務所名：

事務所の住所：

問い合わせ先：

日 時： 年 月 日() 時 分 ~ 時 分

担当者：

メ モ：

弁護士と会った時の記録

日付 年
○
時間
: ~ :

年
○
: ~ :

年
○
: ~ :

年
○
: ~ :

年
○
: ~ :

弁護士と会った時の記録

日付 年
○
時間
: ~ :

年
○
: ~ :

年
○
: ~ :

年
○
: ~ :

年
○
: ~ :

弁護士と会った時の記録

日付 年
○
時間
: ~ :

年
○
:
~
:

年
○
:
~
:

年
○
:
~
:

年
○
:
~
:

弁護士と会った時の記録

日付 年
○
時間
: ~ :

年
○
:
~
:

年
○
:
~
:

年
○
:
~
:

年
○
:
~
:

2 加害者とのやりとりの記録

加害者やその家族などが会いに来る場合があります。

会う、会わないはあなたの気持ち次第です。(会いたくなければ会わなくてもかまいません。)

対応に困ったら迷わず支援者や弁護士などに相談しましょう。

(例えば、・・・)

- ① 葬儀への参列や香典、焼香の申し出があった。
- ② 相手方の弁護士などが示談を求めてきた。
- ③ 「示談」の話を出さずに、お金を受け取ってほしいと言ってきた。

会うとしても1対1での面会は避けましょう。また、加害者や関係者の来訪で危険を感じたら、すぐに110番通報をしましょう。

裁判後は、検察庁、保護観察所の「被害者等通知制度」を利用すると加害者に関する情報提供を受けることができます。

検察庁や保護観察所へ問い合わせをしてみましょう。

📞 問い合わせ先

京都地方検察庁被害者ホットライン

☎ 075-441-9103

🕒 月～金曜日 8:30～17:00 ※ 開庁日に限ります

京都保護観察所被害者担当

☎ 075-417-4803

🕒 月～金曜日 8:30～17:15



加害者側とのやりとりの記録

日付 年



時間 :

相手方、やりとりの内容、疑問点等

年



: ~ :

年



: ~ :

年



: ~ :

年



: ~ :

3

警察、検察庁、裁判所とのやりとりの記録

警察や検察庁、裁判所とのやりとり等について記録しましょう。

なお、^{きそ}起訴するかどうかは検察官が証拠や法律に基づいて決めるため、^{うむ}証拠の有無や内容によっては、不起訴になる場合もあります。

※以下の流れは一般的なもので、全ての事件・事故がこのとおりになるわけではありません。

- ① 事件発生・・・・・・・・・・ 年 月 日 ()
- ② 警察や検察庁へ相談した日・・・ 年 月 日 ()
- ③ 事情聴取^{ちようしゆ}・・・ 年 月 日 () : ~ :
担当者 ()



事情聴取 年 月 日 () : ~ :
担当者 ()

事情聴取 年 月 日 () : ~ :
担当者 ()

事情聴取

年 月 日 () : ~ :

担当者 ()

事情聴取

年 月 日 () : ~ :

担当者 ()

④ 証拠品の提出

※被害者の方が着ていた服や所持品^{しよじ しようこひん}を証拠品として提出するよう求められる場合があります。

※被害者の家族の毛髪^{もうはつ}を提出したり、ケガの写真を撮影される場合があります。

提出した証拠品を書いておきましょう。

日付

年

/

年

/

年

/

⑤ 実況見分の立会^{じっきょうけんぶん}

※実況見分とは、警察官が犯行現場などについて、被害者の方などから説明を受けながら、その状況を再現^{さいげん}または確認することです。

年 月 日 () : ~ :

実況見分の立会 年 月 日 () : ~ :

実況見分の立会 年 月 日 () : ~ :

実況見分の立会 年 月 日 () : ~ :

実況見分の立会 年 月 日 () : ~ :

6 犯人逮捕 年 月 日 () :

※加害者の身柄を拘束。48 時間以内に検察官送致。
※逃亡や証拠隠滅の恐れがないと認められると、逮捕されずに捜査が進む場合があります。

7 送検 年 月 日 ()

※事件記録と加害者の身柄が検察庁に送致

8 勾留請求 年 月 日 ()

※加害者の身柄を拘束するように検察官が 24 時間以内に裁判所に請求。
勾留期間は勾留請求がされた日も含めて10日

9 勾留延長請求 年 月 日 ()

※さらに10日間以内の勾留を請求。
起訴まで、逮捕 + 勾留で最大23日間の拘束

※⑧と⑨は認められない場合があります。

10 起訴・不起訴 年 月 日 ()

※起訴により勾留は継続、2ヶ月間、その後1ヶ月毎に更新

起 訴：起訴とは、検察官が被疑者を裁判にかけることです。
起訴には、公開の法廷で行う裁判を請求する「公判請求」と、一定の軽微な犯罪（一定額以下の罰金等）について書面審理で罰金等を命ずる裁判を簡易裁判所に請求する「略式命令請求」とがあります。

保 釈：起訴後、裁判所が認めた場合、加害者が保釈保証金を納めることで、保釈保証金が納められてから判決までの身柄の拘束が解かれます。
判決で実刑なら保釈が取消しになり、収容されます。

在宅起訴：身柄を拘束しない起訴のことです。

不 起 訴：裁判をするだけの証拠が不十分であったり、処罰の必要がないと検察官が判断した場合は不起訴になることがあります。
被害者側は、不起訴理由の告知・閲覧・謄写（コピー）の請求や検察審査会（※）への申立てができます。

▶（※）検察審査会

不起訴に不服がある場合は、その処分について検察審査会に申立てができます。審査の申立てや相談は無料です。詳しくは検察審査会事務局までお問い合わせください。

京都第一検察審査会（京都地裁内）

☎ 075-257-9187

11 こうはんぜん 公判前整理手続・・・・・・・・・・ 年 月 日 ()
: ~ :

※裁判官、検察官、弁護士が初公判前に協議して審理計画を立てる手続です。争点を明確にした上で、これを判断するための証拠を整理し、こうはんきじつ 公判期日が決められます。被告人本人が出頭する場合があります。非公開で行われます。裁判員裁判の場合は必ず行われます。

12 公判・・・・・・・・ 年 月 日 () : ~ :

※裁判所の法廷で行われる審理及び判決の手続を公判といいます。

裁判所 号法廷



公判 年 月 日 () : ~ :

裁判所 号法廷

公判 年 月 日 () : ~ :

裁判所 号法廷

公判 年 月 日 () : ~ :

裁判所 号法廷

公判 年 月 日 () : ~ :

裁判所 号法廷

公判 年 月 日 () : ~ :

裁判所 号法廷

公判 年 月 日 () : ~ :

裁判所 号法廷

13 証人尋問^{じんもん}・・・・・・・・・・ 年 月 日 ()
: ~ :

※被害者が証人として公判に出廷^{しゅつてい}を求められることがあります、
精神的な負担^{しんせつ的なふたん}を軽くするため、以下の制度^{せいど}が設けられています。

- ・証人への付添い^{つきそ}：家族や心理カウンセラー等の付添い
- ・証人の遮へい^{しやへい}：証人と被告人や傍聴人^{ぼうちやうじん}との間に衝立等を置く。
- ・ビデオリンク方式：証人は別室でモニターを通じて証言する。

14 判決言渡し・・・・・・・・・・ 年 月 日 ()
: ~ :

15 損害賠償命令制度による民事手続 (P.29 参照)
年 月 日 () : ~ :

※期日は4回まで。検察官は同席しません。
有罪なら、刑事裁判の成果を利用して審理します。

16 上訴(控訴・上告)・・・・・・・・・・ 年 月 日 ()
: ~ :

17 判決確定・・・・・・・・・・ 年 月 日 ()
: ~ :

18 収容・・・・・・・・・・ 年 月 日 ()
: ~ :

※実刑の場合、被告人は刑事施設で受刑します。
刑の全てについて執行猶予が付くと、社会で生活することになります。

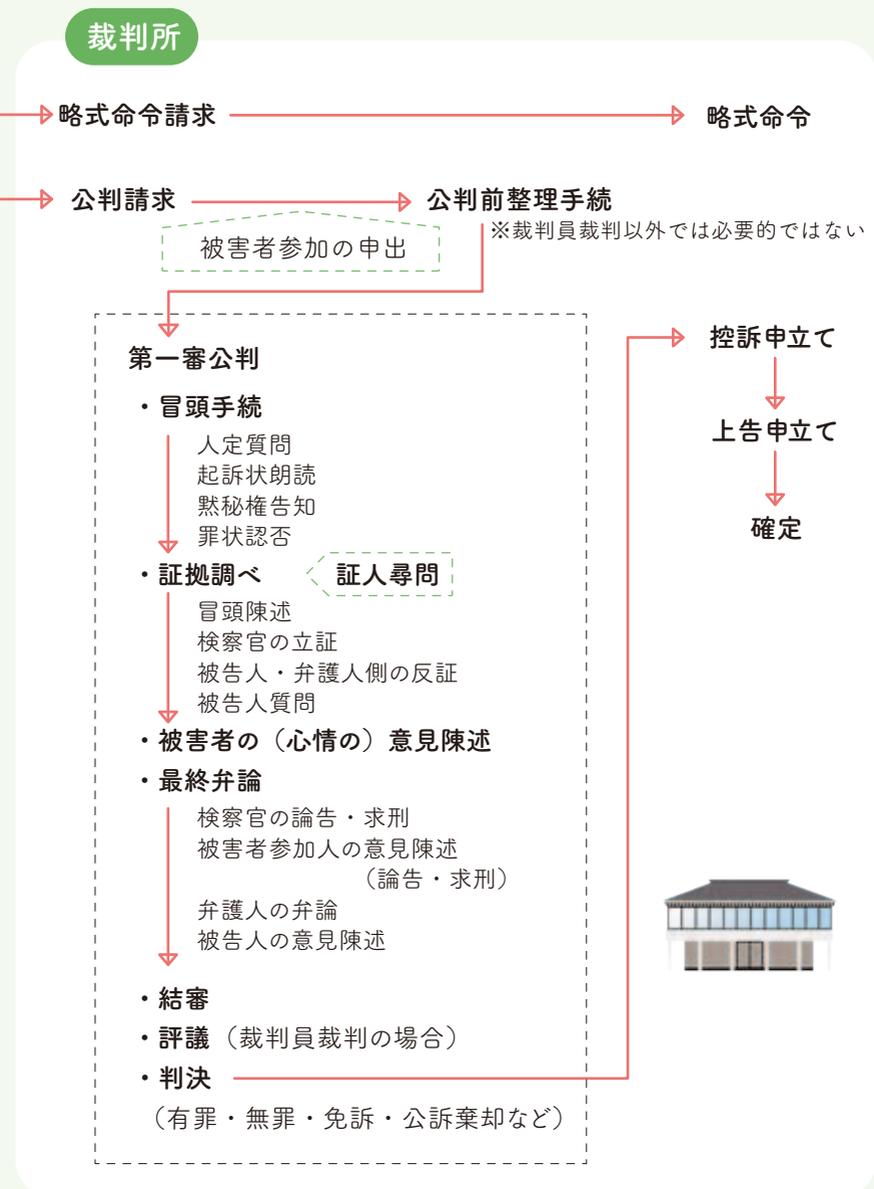
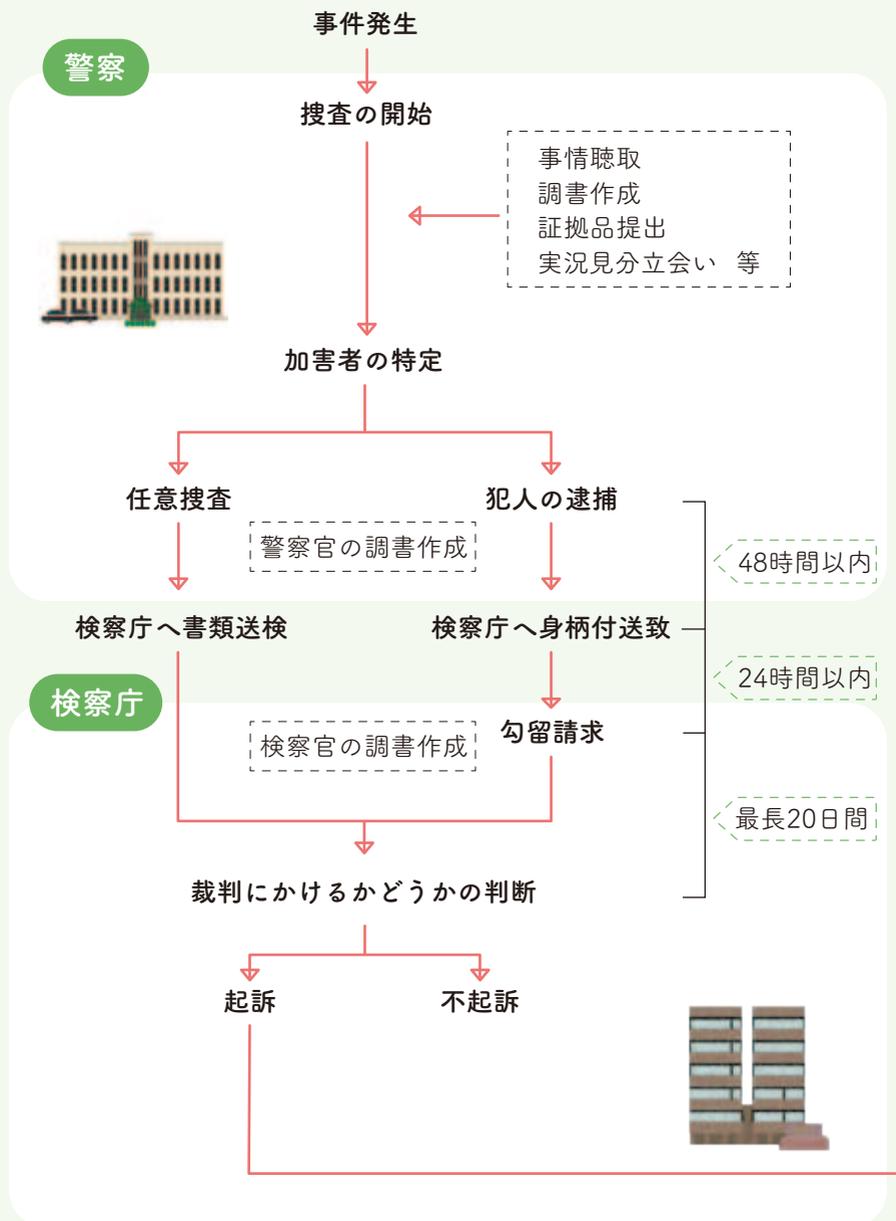
19 仮釈放、保護観察・・・・・・・・・・ 年 月 日 () から

20 出所・・・・・・・・・・ 年 月 日 ()

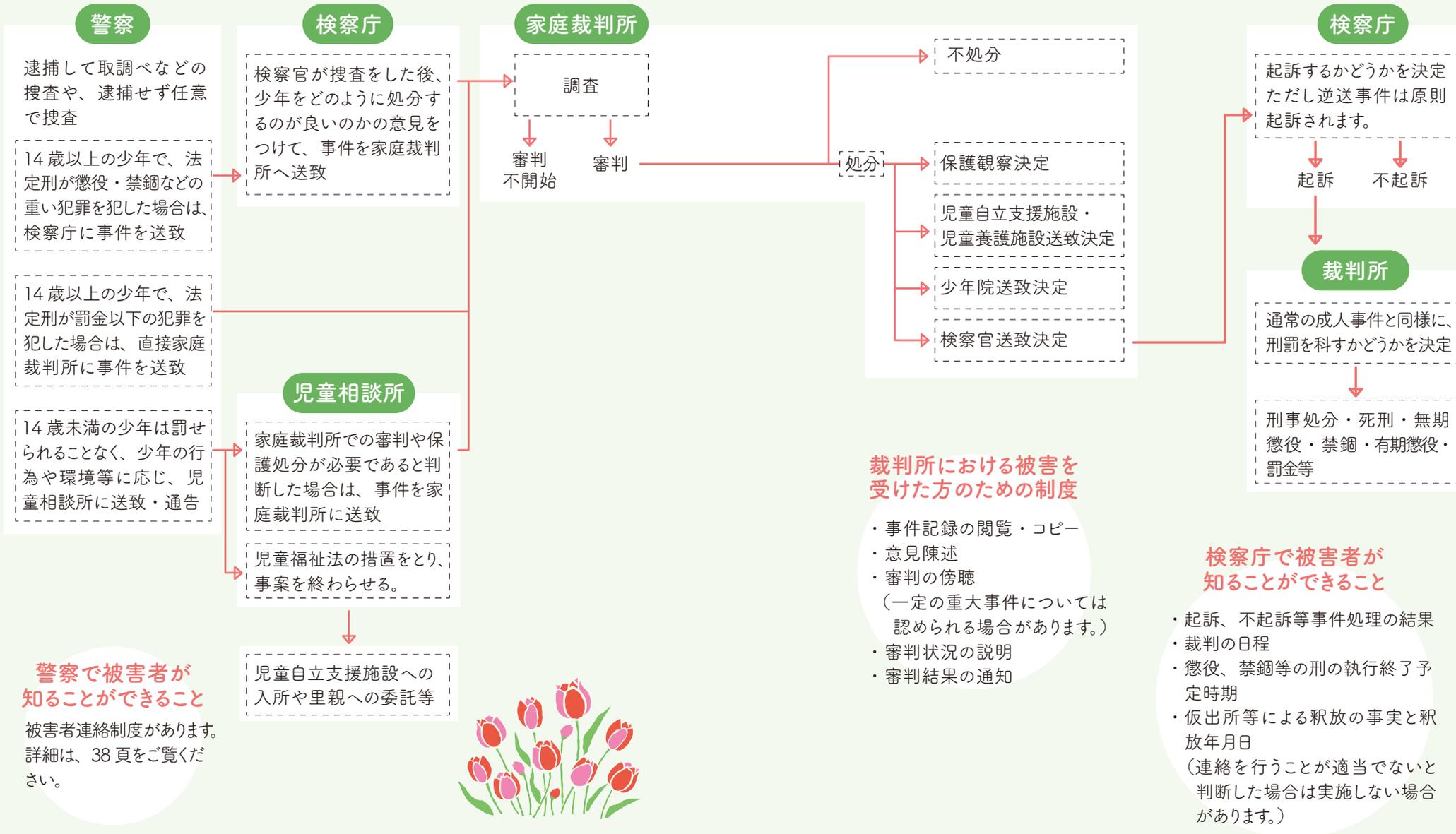
MEMO



成人事件での手続の流れ



少年事件での手続の流れ



警察で被害者が 知ることができること

被害者連絡制度があります。詳細は、38頁をご覧ください。

裁判所における被害を受けた方のための制度

- ・ 事件記録の閲覧・コピー
- ・ 意見陳述
- ・ 審判の傍聴
(一定の重大事件については認められる場合があります。)
- ・ 審判状況の説明
- ・ 審判結果の通知

検察庁で被害者が 知ることができること

- ・ 起訴、不起訴等事件処理の結果
- ・ 裁判の日程
- ・ 懲役、禁錮等の刑の執行終了予定時期
- ・ 仮出所等による釈放の事実と釈放年月日
(連絡を行うことが適当でない判断した場合は実施しない場合があります。)



4 被害者等が利用できる制度

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための支援制度については、以下のようなものがあります。

成人事件

▶ 被害者参加制度

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加できる制度です。

参加の申出ができるのは、

- ① 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② 性被害に関する罪
- ③ 逮捕及び監禁の罪
- ④ 略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑤ ②～④の犯罪行為を含む他の犯罪
- ⑥ 過失運転致死傷などの罪
- ⑦ ①～⑤の未遂罪

の犯罪被害者本人や法定代理人、犯罪被害者本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の犯罪被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹です。

被害者参加人になると、



被害者参加人

- ① 公判期日に出席すること
- ② 検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けること
- ③ 証人に尋問すること
- ④ 被告人に質問すること
- ⑤ 事実関係や法律の適用について意見を陳述すること

ができます。参加を認められた被害者等は「被害者参加人」といいます。

①から⑤の行為を弁護士に委託することができます。起訴後はいつでも検察庁に参加の申出ができます。

経済的に余裕のない被害者参加人にも弁護士による援助を受けてもらえるようにするため、裁判所が弁護士を選び、国がその費用を負担する被害者参加人のための国選被害者参加弁護士制度があります。

▶ 被害者参加人のための国選被害者参加弁護士制度

経済的に余裕のない被害者参加人の方も、弁護士(国選被害者参加弁護士)による援助を受けていただけるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。

被害者参加人の資力(現金・預金などの流動資産の合計額)から、犯罪行為を原因として6ヶ月以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)を差し引いた額が200万円未満である場合です。

▶ 「被害者参加人」への旅費等支給制度

旅費(実費)、日当(1700円/日)、宿泊費(1泊7800円又は8700円)が支給されます。

請求期限：裁判が終了してから30日以内

※問合せは下記の「法テラス」まで

☎ 問い合わせ先

法テラス京都(日本司法支援センター京都地方事務所)

☎ 情報提供窓口 050-3383-5433

🕒 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00

京都地方検察庁被害者ホットライン

☎ 075-441-9103

🕒 月～金曜日 8:30～17:00

※開庁日に限ります。



▶ 損害賠償命令制度

刑事裁判の起訴状に記載された犯罪事実に基づいて、その犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものです。申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取調べ、原則として4回以内の審理期日で審理を終わらせて損害賠償命令の申立てについて決定をします。被害者やご遺族等の方々の損害賠償請求に関する労力を軽減する仕組みになっています。

この決定に対して、当事者のいずれかから異議の申立てがあったときは、通常の民事訴訟の手続きに移ります。

対象事件

- ① 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② 性被害に関する罪
- ③ 逮捕及び監禁の罪
- ④ 略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑤ ②～④の犯罪行為を含む他の犯罪
- ⑥ ①～⑤の未遂罪

※過失犯（業務上過失致死傷、重過失致死傷、過失運転致死傷等）は対象となりません。

手続方法

刑事事件を担当している裁判所に対して、損害賠償命令の申立書を提出する必要があります。



▶ 犯罪被害者等に関する情報の保護

裁判所は、性犯罪などの被害者の氏名等について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます。（起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。）

その他、情報保護に関する制度については、検察庁にお尋ねください。

▶ 公判記録の閲覧・謄写（コピー）

原則として、公判記録の閲覧、謄写（コピー）が認められます。「事件について知りたい」という理由でも閲覧等の希望ができます。（手数料・費用が必要）

▶ 刑事事件における証人の付添い、遮へい、ビデオリンクなどの措置

裁判所の判断によって、証人への付添い、遮へい、ビデオリンク方式での尋問が認められます。

▶ 心情等の意見陳述制度

被害者やご遺族等の方々が法廷で心情等の意見を述べるができる制度です。

▶ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付

検察官が冒頭陳述に際して、被害者等の希望があるときは原則として、冒頭陳述実施後に、その内容を記載した書面を交付することとなっています。

以上の制度は、事前に事件を担当する検察官や法テラス、裁判所に対して事前の申出が必要です。



少年事件

以下の制度が御利用できるのは被害者・御遺族の申出がある場合に
限ります。

▶ 少年事件記録の閲覧・コピー

審判を開始する決定があった事件で、家庭裁判所に送られてきた捜査段階の記録や審判期日調書などについて、少年や関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除き、原則として、閲覧・コピーをすることができます。

▶ 被害者等の意見陳述制度

家庭裁判所に対して、自分の気持ちや事件についての意見を述べる
ことができます。

意見陳述には、次の3つの方法があります。

- ① 審判の場で裁判官に対して行う
- ② 審判以外の場で裁判官に対して行う
- ③ 審判以外の場で家庭裁判所調査官に対して行う

※①の場合、少年や少年の保護者が在席する場合があります。



どの方法によるかは、申出をされた方の希望を踏まえて決定されます。

また、心情や意見を述べる際は緊張や不安を和らげるために家族等に付添ってもらうこともできます。

▶ 被害者等による少年審判の傍聴制度

少年の故意の犯罪行為や過失運転致死傷などの交通事件について、家庭裁判所が少年の年齢や心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれなく相当と認めるときに許されます。ただし、少年が事件当時12歳に満たなかった場合には、法律により傍聴が認められていません。

▶ 被害者等に対する審判状況の説明制度

少年の健全な育成を妨げるおそれなく相当と認められる場合に、審判期日で行われた手続などについて説明を受けることができます。

▶ 被害者等に対する審判結果等の通知制度

少年の健全な育成を妨げるおそれがない場合に、少年の氏名や審判の結果などの通知を受けることができます。

📞 問い合わせ先

少年事件の制度に係る問合せ・申出はお近くの家庭裁判所へ

京都家庭裁判所 ☎ 075-722-7211
同 舞鶴支部 ☎ 0773-75-0958



▶ 被害者等通知制度（少年審判後の通知）

少年審判において保護処分を受けた加害者（少年）の少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況などについて通知が受けられます。通知が受けられる事項は、次のとおりです。

- 入院年月日及び収容されている少年院の名称・所在地
- 少年院における教育状況（おおむね6か月ごとに通知）
- 少年院を出院した年月日
- 仮退院審理を開始した年月日
- 仮退院を許す旨の決定をした年月日
- 保護観察が開始された年月日や保護観察終了予定年月日
- 保護観察中の処遇状況等（おおむね6か月ごとに通知）
- 保護観察が終了した年月日

制度の利用を希望される場合は、加害者の審判結果に従って下記へお申し出ください。

- ① 「少年院送致」の場合 → お近くの少年鑑別所
- ② 「保護観察」の場合 → お住まいの都道府県にある保護観察所

📞 問い合わせ先

① 京都少年鑑別所

☎ 075-751-7111 ☎ 月～金曜日、8:30～17:00

② 京都保護観察所 被害者担当

☎ 075-417-4803 ☎ 月～金曜日、8:30～17:15

5 警察とのやりとりの記録

加害者が保護観察を受けている場合の 犯罪被害者等の方々のための制度

▶ 意見等聴取制度

地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、加害者の仮釈放・仮退院について意見や被害に関する心情を述べるすることができます。

▶ 心情等伝達制度

保護観察中の加害者に被害者の方の心情等を伝えることができます。

▶ 被害者等通知制度

加害者の保護観察等の状況を知ることができます。

▶ 相談・支援

専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます。

※被害者の方の秘密は厳重に守られます。

📞 問い合わせ先

京都保護観察所 被害者担当

☎075-417-4803



事件・事故の際に最初に関わるのは警察です。警察でも犯罪被害者の支援を行っていますので、困ったことがあれば何でも相談してみましょう。警察で対応できない時には、適切な支援団体等も紹介してもらえます。

▶ 相談した警察署： 警察署

相談日時： 年 月 日 () 時 分

相談者： 課 係 氏

▶ 相談した警察署： 警察署

相談日時： 年 月 日 () 時 分

相談者： 課 係 氏

相談MEMO

日付
年
時間
:

相手方、相談内容、警察の対応等

年
:

年
:

年
:

年
:

警察の主な支援制度

▶ 診断書料などの公費負担制度

被害を証明するために必要な医師による診断書作成などに必要な費用を公費で負担する制度です。

- ① 身体犯被害者
 - ・対象事件：殺人未遂、傷害などの身体犯罪
 - ・支給内容：診断書料、診断書に必要な初診料
- ② 性犯罪被害者
 - ・対象事件：性被害 ※詳しくは警察にお尋ねください。
 - ・支給内容：診断書料、初診料、膣洗浄及び避妊処置料、性感染症検査料など



▶ 一時避難場所に係る公費負担制度

犯罪被害により自宅に居住することができなくなり、かつ、他に適当な避難場所がない場合に、一時的な避難場所として、ホテル等の宿泊経費を公費で負担する制度です。

- (例) ・放火や建造物損壊の被害で物理的に居住が困難な場合
・自宅が殺人や性犯罪などの犯行現場となり、精神的に居住が困難な場合



- ・対象者：被害者及び被害者の同居親族
 - ・支給内容：1泊上限1万円、最大7泊分
- ※支給を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。

▶ 精神科医の診察に係る費用

精神的被害の著しい被害者等について、精神科医師の診察に係る費用を公費で支給する制度です。支給対象となる方は、事件により精神的苦痛を受けたことが明らかであり、かつ、臨床心理士の資格を持った警察職員(犯罪被害者心理カウンセラー)によるカウンセリングの結果、精神科医による診察が必要と認められた方となっています。

▶ カウンセリング

警察では、専門のカウンセラーによる相談を無料で行っていきます。必要な場合は、医療機関等の紹介や捜査活動及び証人出廷時の付添いなどの支援も行っています。

▶ 犯罪被害給付制度

犯罪行為による長期の治療や傷害を負われた被害者の方に対する経済的な支援制度です。給付金には以下の3種類があります。

① 重傷病給付金

・対象：重傷病

加療1ヶ月以上かつ入院3日以上（PTSD等の精神疾患は加療1ヶ月以上かつ3日以上労務に就くことができない程度）を要する負傷または疾病を負った場合

・内容：負傷または疾病にかかった日から3年間における保険診療医療費の自己負担分と休業損害額（上限120万円）

・期限：発生を知った日から2年、又は発生した日から7年以内

② 障害給付金

・対象：負傷又は疾病により障害が残った場合

・内容：年齢や収入額、障害等級により算定した額が支給されます

・期限：発生を知った日から2年、又は発生した日から7年以内

③ 遺族給付金

・対象：亡くなられた被害者の第1順位の遺族

・内容：年齢や収入額・生計維持関係遺族の有無等により算定した額が支給されます。犯罪行為により生じた負傷又は疾病について犯罪被害者が死亡前に診療を受けた場合には、その負傷又は疾病から1年間における『保健診療による医療費の自己負担額と休業損害を考慮した額の合算額』が支給されます。

・期限：発生を知った日から2年、又は発生した日から7年以内

以下の場合などについては、都道府県公安委員会の裁定により、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。必ず支給されるということではありません。

- ・親族の間で行われた犯罪
- ・犯罪被害の原因が被害者にもあるような場合
- ・労災保険等の公的給付や損害賠償を受けた場合



▶ 被害者連絡制度

警察では、殺人、重傷害、性犯罪等の身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件の被害者又はその遺族の方を対象として、事件を担当している捜査員などが、次の事項について連絡を実施しています。

- ・刑事手続きや犯罪被害者のための制度
- ・捜査状況（被疑者検挙まで）
- ・被疑者（犯人と思われる者）検挙の旨
- ・被疑者の氏名、年齢等 ※注1
- ・被疑者の処分状況 ※注2
- (1) 送致先検察庁
- (2) 起訴、不起訴などの処分結果
- (3) 起訴された裁判所



※注1 被疑者が少年の場合でも、原則として成人事件と同様の方法により、連絡を行っています。ただし健全育成の観点から、その保護者の氏名等の連絡にとどめる場合があります。

※注2 被疑者を逮捕せずに事件送致した場合は、必要な取調べを終えた時点で検察庁に書類送致をします。犯人の氏名等はこの時点で警察からお知らせします。

被害者の中には、「事件のことを思い出したくないので知らせて欲しくない」という方もおられると思いますので、その場合は、警察担当者にその旨をお話ください。

詳細は下記へお問い合わせください。

📞 問い合わせ先
所轄の警察署

又は

京都府警察本部 警務課 犯罪被害者支援室

☎ 075-451-9111



6 検察庁とのやりとりの記録

事件・事故が発生した場合、加害者を起訴するかどうかを決定するのは検察官です。警察に何度も事情を説明されているでしょうが、検察官に対しても丁寧に説明していただくことは公正な裁判を行うに当たり重要になります。

▶ 主な注意点

検察官に話した内容や質問したやり取りなどを別のノートなどに記録しておけば、後での振り返りに役に立ちます。

被害者等が刑事裁判に関わる場合、

- ①証人になる
- ②被害者の意見陳述制度を使う
- ③被害者参加制度を使う



の3つが考えられますので、検察官から十分な説明を受けましょう。

そのほか、以下のことも事前に確認しておくといいいでしょう。

- 裁判に行けない日を伝える
- 証人として証言する場合の^{ひたて}衝立や付添いの利用の可否
- 裁判記録の閲覧・謄写(コピー)
- 法廷で被害者の住所や氏名を読み上げないことができるか
- 傍聴席の優先的確保
- 遺影の持ち込みの可否
- 控え室の確保
- 駐車場の利用の可否

※ 詳細は P.29-P.32 に記載しています。



検察庁からの連絡日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
担当検察庁： _____
検察官(捜査担当)： _____
検察官(公判担当)： _____
連絡先： _____

名刺をもらったら貼りましょう。



検察庁とのやりとりの記録

年 月 日 () : ~ :

年 月 日 () : ~ :

検察庁とのやりとりの記録

年 月 日 () : ~ :

年 月 日 () : ~ :

検察庁の主な支援制度

▶ 被害者支援員制度

検察庁では、犯罪被害者等への支援活動に専従する「被害者支援員」を配置しています。事件記録の閲覧、証拠品の返還など、各種手続の説明や援助など、刑事手続に関する相談を受け付けています。

📞 問い合わせ先

京都地方検察庁被害者ホットライン

☎ 075-441-9103

🕒 月～金曜日 8:30～17:00 ※開庁日に限ります。

留守番電話・FAX は24時間対応



▶ 被害者等通知制度

被害者等の方に対し、事件の処分結果、刑事裁判の結果などに関する情報を提供する制度です。

【通知を受けることのできる事項】

- ・ 事件の処分結果
- ・ 裁判を行う裁判所・裁判が行われる日
- ・ 裁判結果
- ・ 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要
- ・ 犯人の受刑中の処遇状況や出所状況の情報

通知を希望される場合には、担当の検察官か被害者支援員に申し出てください。



7 裁判所での手続

裁判所は一般の人にとって決して馴染みのあるところではありません。もし不安に感じられるなら、京都犯罪被害者支援センターなどに付添いのお願いをすることができます。

被害者の裁判への関わり方

2000年(平成12年)以降、刑事裁判における被害者の関わり方は被害者自身で選べるようになりました。また、参加制度を利用しても、自分の意思に反することまで強制されるわけではありません。

① 証人として証言する

証人の証言は裁判において証拠として扱われます。証人は聞かれたことに対してのみ答えることができ、嘘を言えば偽証罪ぎしやうざいに問われます。

② 被害者の意見陳述制度の利用

被害者が法廷で自分の気持ちを述べる制度です。ここでの意見は、のちに量刑を決める際の資料になります。

※③の被害者参加人が行う事実関係や法律の適用についての意見陳述と区別して「心情の意見陳述」と言われています。

③ 被害者参加人として裁判に参加

制度の対象となる裁判では、被害者が「被害者参加人」として裁判に参加できるようになりました。

④ 被害者参加弁護士のサポート

法廷で弁護士に同席してもらいサポートしてもらう制度

上記の制度について、詳細は P.27 - P.30 に記載しています。

※①だけは被害者の意思では決められませんが、②~④は原則として被害者の意思で決められるものですので、支援者や検察官などよく相談して決められるとよいでしょう。

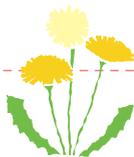
8 市町村の犯罪被害者等に対する生活資金給付・見舞金制度

京都市にお住まいの方

▶ 犯罪等による生活困窮者に対する生活資金の給付制度

当座の生活資金に困窮する被害者等に、申立てに基づき速やかに生活資金を給付します。

- ・ 対象者：殺人、傷害など生命・身体犯罪の被害に有った京都市内居住者で、生活困窮と認められる被害者又は遺族
- ・ 金額：30万円



☎ 問い合わせ先

公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

☎ 京都市犯罪被害者総合相談窓口 075-451-7830

🕒 月～金曜日 13:00～18:00

京都市以外にお住まいの方

▶ 犯罪被害者等に対する見舞金の給付制度

市町村では、犯罪被害者等に対する見舞金の給付を行っています。

傷害見舞金

- ・ 対象者：傷害等の犯罪により加療1ヶ月以上を要する傷害を負った被害者
- ・ 金額：10万円

遺族見舞金

- ・ 対象者：殺人、傷害等の犯罪被害に遭い、死亡した者の遺族
- ・ 金額：30万円

※支給対象外の場合や申請期限がある場合もありますので、詳しくはお住まいの市町村役場へお問い合わせください。

☎ 問い合わせ先

各市町村役場犯罪被害者支援窓口(P49,P50 参照)

9 公営住宅の優先入居制度

公営住宅の入居には「①優先住居」と「②目的外使用」があり、それぞれに入居の条件や入居できる期間が異なりますので、詳しくは相談窓口にご相談ください。

▶ 優先入居

(条件)

犯罪により、従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかで次の各号のいずれかに該当する方であること。

- (1) 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
 - (2) 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった方
 - ア) 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった方
 - イ) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方
 - ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方
- ※その他にも条件がありますので、詳しくは相談窓口にお問い合わせください。

(京都府の募集) 年3回(6月・10月・2月)

▶ 目的外使用

(条件)

犯罪等により、従前の住宅に一時的又は永続的に居住することが困難となったことが明らかで、かつ、公募(上記優先入居)による入居を待ついとまがない緊急に迫られる事情を有する者を対象とする。

※(1)・(2)の条件は上記の優先入居と同じ。

(入居期間)

目的外使用の許可のあった日から6ヶ月以内

☎ 相談窓口

京都府犯罪被害者サポートチーム

☎075-414-5700

市町村役場

※市町村窓口や京都府では、公営住宅入居制度以外にも柔軟に被害者の方のご相談に対応していますのでお気軽にご相談ください。

MEMO

Lined area for notes on page 47.

MEMO

Lined area for notes on page 48.

京都府内市町村犯罪被害者等支援担当窓口

市町村	相談担当窓口	電話	FAX
京都市	総合相談窓口 (公社)京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830	
福知山市	生活交通課	0773-24-7020	0773-23-6537
舞鶴市	市民課	0773-66-1006	0773-62-2050
綾部市	市民環境部市民協働課	0773-42-4248	0773-42-4406
宇治市	総務課	0774-20-8700	0774-20-8778
宮津市	企画部企画政策課	0772-45-1615	0772-25-1691
亀岡市	総務部自治防災課	0771-25-5097	0771-24-5501
城陽市	市民環境部市民活動支援課	0774-56-4001	0774-56-3999
向日市	防災安全課	075-931-1111	075-922-6587
長岡京市	市民協働部防災・安全推進室	075-955-9661	075-951-5410
八幡市	防災安全課	075-983-1111	075-982-7988
京田辺市	人権啓発推進課	0774-64-1336	0774-64-1305
京丹後市	市民環境部市民協働課	0772-69-0240	0772-62-6716
南丹市	総務課	0771-68-0002 (内線1205)	0771-63-0653
木津川市	社会福祉課	0774-75-1211	0774-75-2083
大山崎町	総務部政策総務課	075-956-2101	075-957-1101
久御山町	総務課	075-631-9991	075-632-1899
井手町	総務課	0774-82-6161	0774-82-5055
宇治田原町	総務課	0774-88-6631	0774-88-3231
笠置町	総務財政課	0743-95-2301	0743-95-2961
和束町	総務課	0774-78-3001	0774-78-2799
精華町	健康福祉環境部福祉課	0774-95-1904	0774-95-3974

市町村	相談担当窓口	電話	FAX
南山城村	総務課	0743-93-0102	0743-93-3030
京丹波町	総務課	0771-82-3800	0771-82-0446
伊根町	総務課	0772-32-0501	0772-32-1333
与謝野町	防災安全課	0772-43-9011	0772-46-2851
	京都府犯罪被害者サポートチーム 相談専用電話	075-414-5700	



作成 京都府・警察庁
協力 京都府警察本部・京田辺市・京丹後市・八幡市
公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
デザイン協力 京都工芸繊維大学中野デザイン研究室

2017（平成29）年9月

作成 京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課
デザイン協力 京都工芸繊維大学中野デザイン研究室